

## 感染者や濃厚接触者への対応

感染が確認された方々の行動歴の調査や、感染の疑いがある方々の検査は、岐阜県が法令等に基づいて対応しています。

また、感染の疑いがある方々へは、岐阜県が健康観察や検査に結びつけて、そこから先の拡大を食い止めるように対応しています。

なお、感染が確認された場合の公表は、法令で個人情報の保護に留意して行わなければならないとされており、感染者の年代、性別、市町村名、症状、経過が公表されます。従いまして、岐阜県が公表し、記者発表にて説明した以上の情報が、町へ伝えられることはありません。

町では、把握している正確な情報を集約し、新たな情報が入り次第ホームページなどで発信いたしますので、皆様の冷静な行動をよろしくお願いいたします。